

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

福岡県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

佐賀県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

長崎県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

熊本県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

大分県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

宮崎県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県

写

5 消安第3265号
令和5年9月5日

鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第
3-2の2（1）に基づき、下記中下線の県をワクチン接種推奨地域に追加する。

記

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及
び沖縄県